

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、土器川右岸土地改良区連合が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（頭首工改修事業）備中地川地区）を行うことについて令和6年12月27日適当と決定した。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において令和7年1月17日から同年2月6日まで縦覧に供する。

令和7年1月14日

香川県知事 池 田 豊 人